

○埼玉県警察組織規程

昭和51年 3 月 9 日

警察本部訓令第 1 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察組織規程を次のように定める。

埼玉県警察組織規程

埼玉県警察組織規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第11号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 県本部（第 4 条—第16条）

第 3 章 署（第17条—第27条）

附則

一部改正〔昭和53年第 4 号、平成7年第 5 号、12年第10号、15年第 8 号、24年第 4 号〕

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第101条の規定に基づき、及び規則を実施するため、埼玉県警察の組織の細目について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 4 年第 9 号、6 年第26号、15年第 8 号、16年第12号〕

（組織機構及び職に関する特例）

第 2 条 この訓令に定めるもののほか、埼玉県警察機動隊、埼玉県警察学校その他運用上別段の措置を必要とする組織機構及び職については、別に定めるところによる。

一部改正〔平成 8 年第 8 号〕

（定義）

第 3 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 県本部 規則第 2 条に規定する埼玉県警察本部、規則第79条に規定する埼玉県警察さいたま市警察部（以下「市警察部」という。）、規則第85条に規定する埼玉県警察第一方面

本部、埼玉県警察第二方面本部、埼玉県警察第三方面本部及び埼玉県警察第四方面本部（以下「方面本部」という。）をいう。

(2) 本部長 埼玉県警察本部長をいう。

(3) 部長 規則第65条に規定する部長及び規則第81条に規定する部長をいう。

(4) 課等 規則第3条、第11条、第16条、第21条、第26条、第36条及び第46条に規定する課、室、所及び隊、規則第79条第2項に規定する市警察部総務課（以下「市警察部総務課」という。）、規則第85条に規定する方面本部並びに規則第92条に規定する警察学校をいう。

(5) 課長等 課等の長をいう。

(6) 署 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年埼玉県条例第27号）に規定する警察署をいう。

(7) 署長 署の長をいう。

(8) 警視（警部、警部補、巡査部長、巡査） 埼玉県警察に勤務する警察官で警視（警部、警部補、巡査部長、巡査）の階級にあるものをいう。

(9) 一般職員 埼玉県警察に勤務する警察官以外の事務職員、技術職員その他職員をいう。

(10) 職員 埼玉県警察に勤務する警察官及び一般職員をいう。

一部改正〔昭和62年第2号、63年第7号、平成6年第26号、15年第8号、16年第12号、18年第46号、19年第9号、21年第18号〕

第2章 県本部

（調査官等）

第4条 課等に、調査官、指導官又は専門官（以下「調査官等」という。）を置くことができる。

2 調査官等は、警視又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員をもつてあてる。

3 調査官等は、上司の命を受け、課等の所掌事務のうち特定事項に関する企画、調査又は研究若しくは指導に関する事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

追加〔平成15年第8号〕、一部改正〔平成19年第9号〕

（師範）

第5条 課、隊及び学校に、師範を置くことができる。

2 師範は、警視若しくは警部又はこれと同等の職にある技術職員をもつてあてる。

3 師範は、上司の命を受け、術技の指導に関する事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

追加〔平成15年第8号〕,一部改正平成19年第9号、令和2年第29号〕

(係)

第6条 課等に、係（所にあつては係又は科。次条、第9条及び第15条において同じ。）を置く。

一部改正〔昭和57年第3号、平成15年第8号、24年第4号〕

(課長補佐等)

第7条 課等に、課長補佐（室にあつては室長補佐、所にあつては科長、隊にあつては隊長補佐、市警察部総務課及び方面本部にあつては補佐官、警察学校にあつては校長補佐。以下「課長補佐等」という。）を置く。ただし、必要がない場合は、課長補佐等を置かないことができる。

2 課長補佐等には、警部又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員をもつてあて

3 課長補佐等は、上司の命を受け、課等の事務のうち係を単位とする相当事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

一部改正〔昭和53年第4号、57年第3号、平成15年第8号、19年第9号、20年第8号、24年第4号〕

(専門員)

第8条 課等に、専門員を置くことができる。

2 専門員には、警部若しくは警部補又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員をもつてあてる。

3 専門員は、上司の命を受け、課等の事務のうち専門の事務又は技術に関する特定事項を処理し、部下の職員を指揮監督する。

一部改正〔昭和52年第13号、53年第4号、平成19年第9号、20年第8号、24年第4号〕

(係の名称等)

第9条 課等に置く係の名称及び課長補佐等（規則第75条から第78条まで、第84条、第90条、第91条、第96条及び第97条並びに第4条及び第5条に規定する課等に置く職を含む。）の担当は、別表第1のとおりとする。

2 課等の係の分掌事務は、課長等が、本部長の承認を得て、これを定める。

追加〔平成15年第8号〕、一部改正〔平成16年第12号、18年第46号、24年第4号〕

(係長、主査及び主任)

第10条 係に、係長、主査及び主任を置く。ただし、必要がない場合は、係長、主査又は主任を置かないことができる。

2 係長及び主査には、警部補又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員を、主任には巡查部長又はこれと同等の職にある一般職員をもつてあてる。

3 主任である一般職員のうち事務職員及び技術職員をもつてあてる職は、別表第2(1)のとおりとする。

4 係長及び主任は、上司の命を受け、分掌する事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

5 主査は、上司の命を受け、係の分掌事務のうち専門の事務又は技術に関する特定事項を処理し、部下の職員を指揮監督する。

一部改正〔昭和52年第13号、53年第4号、平成4年第9号、5年第5号、19年第9号、24年第4号、28年第11号〕

(巡查長及び係員)

第11条 係に、巡查長及び係員を置く。ただし、必要がない場合は、巡查長又は係員を置かないことができる。

2 巡查長には巡查を、係員には巡查若しくはこれと同等の職にある一般職員をもつてあてる。

3 係員である一般職員のうち事務職員及び技術職員をもつてあてる職は、別表第2(2)のとおりとし、技能職員をもつてあてる職は、別表第2(3)のとおりとする。

4 巡查長は、上司の命を受け、分掌する事務に従事し、勤務をともにする巡查の実務の指導及び勤務の調整をする。

5 係員は、上司の命を受け、分掌する事務に従事する。ただし、係員のうち、副主任は、上司の命を受け、分掌する事務に従事し、勤務をともにする係員（副主任を除く。）の実務の指導をする。

一部改正〔昭和53年第4号、平成8年第8号、19年第9号、24年第4号、28年第11号〕

(専門研究員等)

第12条 科に、専門研究員、主任研究員、副主任研究員及び研究員を置く。ただし、必要がない場合は、専門研究員、主任研究員、副主任研究員及び研究員を置かないことができる。

2 専門研究員には警部補と同等の職にある技術職員を、主任研究員には巡查部長と同等の職

にある技術職員を、副主任研究員及び研究員には巡査と同等の職にある技術職員をもつてあ
てゐる。

3 専門研究員及び主任研究員は、上司の命を受け、科の分掌事務に関する高度な鑑定、検
査、研究及び実験を行い、部下の職員を指揮監督する。

4 副主任研究員は、上司の命を受け、科の分掌する事務に関する鑑定、検査、研究及び実験
を行い、勤務をともにする研究員の実務の指導をする。

5 研究員は、上司の命を受け、科の分掌事務に関する鑑定、検査、研究及び実験を行う。

追加〔昭和57年第3号〕、一部改正〔平成8年第8号、15年第8号、19年第9号、24年第4
号〕

(教官及び助教)

第13条 警察学校に、教官及び助教を置く。

2 教官には警部若しくは警部補又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員を、助
教には巡査部長又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員をもつてあてゐる。

3 教官は、上司の命を受け、初任科生、初任補修科生、現任科生、専科生その他の警察学校
において教育訓練中の職員の教育訓練に従事する。

4 助教は、上司の命を受け、教官の職務を助ける。

一部改正〔昭和53年第4号、59年第3号、平成18年第46号、19年第9号、24年第4号〕

(初任科生)

第14条 警察学校に初任科生を置き、新たに警察官として採用された初任教養を受ける巡査を
もつてあてゐる。

2 初任科生は、教官又は助教の命を受け、警察官として必要な資質の育成、基礎的な警察に
関する学術及び実務の修得並びに体力の練磨に従事する。

一部改正〔昭和53年第4号、平成24年第4号〕

(職員の配置)

第15条 課等の職員の任用、配置又は配置換えは、本部長が行う。ただし、課長補佐等の担当の
指定並びに係長（専門研究員を含む。以下この条において同じ。）以下の職にある警察官及
び一般職員の課等内における配置又は配置換えは、課長等が行うものとする。

2 課長等は、必要がある場合は、一の担当事務を処理する複数の課長補佐等を配置すること
ができる。

3 課長等は、必要がある場合は、一の係に複数の係長を配置することができる。この場合、第9条の規定にかかわらず配置する係長の数に応じて係を設け、又は当該係の分掌事務の範囲内でそれぞれ担任を定めて事務を行わせることができる。

4 課長等は、必要がある場合は、一の係長に他の係長を兼務させ、又は一の係の主任、巡査長及び係員（主任研究員、副主任研究員及び研究員を含む。以下この項において同じ。）に他の係の主任、巡査長又は係員を兼務させることができる。

一部改正〔昭和53年第4号、57年第3号、平成7年第5号、8年第8号、15年第8号、24年第4号〕

（主管の決定）

第16条 主管の明らかでない事務に関する主管の決定は、課等内のものについては課長等が、部内のものについては部長が、部（市警察部及び方面本部を含む。）相互間のものについては、本部長が行う。

一部改正〔昭和53年第4号、平成15年第8号、24年第4号〕

第3章 署

（課及び係）

第17条 署に、課及び係を置く。

一部改正〔昭和53年第4号、平成14年第13号、15年第35号、24年第4号、31年第4号〕

（課長及び課長代理）

第18条 署に置く課（以下この章において「課」という。）に、課長及び課長代理を置く。ただし、必要がない場合は、課長又は課長代理を置かないことができる。

2 課長には警視若しくは警部若しくはこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員又は警部補を、課長代理には警部若しくはこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員又は警部補をもって充てる。

3 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

4 課長代理は、上司の命を受け、課の事務のうち署に置く係（以下この章において「係」という。）を単位とする担当事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

一部改正〔昭和53年第4号、平成3年第6号、14年第13号、15年第8号・第35号、19年第9号、21年第5号、24年第4号、令和3年第7号〕

（専門員）

第19条 課に、専門員を置くことができる。

- 2 専門員については、第8条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、「課等」とあるのは「課」と読み替えるものとする。

追加〔平成元年第4号〕、一部改正〔平成15年第8号、24年第4号〕

（課又は係の名称等）

第20条 課及び係の名称並びに課長代理の担当は、別表第3のとおりとする。

- 2 課及び係の分掌事務は、課等の所掌事務を基準とし、署長が、本部長の承認を得て、これを定める。

追加〔平成15年第35号、24年第4号、31年第4号〕

（係長、主査及び主任）

第21条 係に、係長、主査及び主任を置く。ただし、必要がない場合は、係長、主査又は主任を置かないことができる。

- 2 係長、主査及び主任については、第10条第2項、第3項及び第4項の規定を準用する。

（巡査長及び係員）

一部改正〔昭和52年第13号、53年第4号、平成4年第9号、5年第5号、15年第8号、24年第4号〕

第22条 係に、巡査長及び係員を置く。ただし、必要がない場合は、巡査長又は係員を置かないことができる。

- 2 巡査長及び係員については、第11条第2項から第5項までの規定を準用する。

一部改正〔昭和53年第4号、平成15年第8号、24年第4号〕

（交番等）

第23条 署に、交番、駐在所、署所在地及び警備派出所を置く。

- 2 交番、駐在所及び警備派出所に勤務する職員は、警部以下の警察官とする。
- 3 署所在地に勤務する職員は、警部補（主査の職にあるものに限る。）以下の職員とする。

一部改正〔昭和52年第13号、53年第4号、平成4年第9号、5年第5号、6年第26号、9年第11号〕、全部改正〔平成12年第10号〕、一部改正〔平成14年第40号〕

（臨時交番等）

第24条 署長は、必要があるときは、県本部の主管の課長を経て本部長の承認を受け、臨時

に、交番、駐在所又は警備派出所を設置することができる。ただし、設置期間が10日以内の

ときは、本部長の承認を要しない。

一部改正〔昭和53年第4号、平成6年第26号、12年第10号〕

(職員の配置)

第25条 署の職員の任用、配置又は配置換については、第15条の規定を準用する。この場合において、「課等」とあるのは「署」と、「課長補佐等」とあるのは「課長代理（地域課に置かれる課長代理に限る。）」と、「課長等」とあるのは「署長」と読み替えるものとする。

一部改正〔昭和53年第4号、平成6年第26号、12年第10号、15年第8号・第35号、24年第4号、令和7年第7号〕

(主管の決定)

第26条 主管の明らかでない事務に関する主管の決定は、署内のものについては署長が、署相互間のものについては本部長が行う。

一部改正〔昭和53年第4号、平成6年第26号、12年第10号、令和7年第7号〕

附 則

- 1 この訓令は、昭和51年3月12日から施行する。ただし、警察署の課長に警部補をあてることについての改正前の規則第72条第2項の規定は、この訓令施行後もなお効力を有する。
- 2 派出所、駐在所の監督区域及び所管区域等に関する訓令（昭和40年埼玉県警察本部訓令第13号）は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の際、現に改正前の規則に基づき設置されている職にある者は、別に辞令を発せられない限り、この訓令施行の日をもつて、それぞれこの訓令の同一職名の職を命ぜられたものとする。
- 4 所属、所属長および次席の呼称に関する訓令（昭和44年埼玉県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「および」を「及び」に改める。

第1条中「および」を「及び」に改める。

第2条第1号中「室」を「室、所」に、同条第2号中「室長」を「室長、所長」に改める。

題名中「および」を「及び」に改める。

附 則（昭和52年3月18日警察本部訓令第5号）

- 1 この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の訓令に基づき設置されている職にある者は、別に辞令を發せられていない限り、この訓令施行の日をもつて、それぞれこの訓令の同一職名を命ぜられたものとする。

附 則（昭和52年7月1日警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月7日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月16日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年11月1日警察本部訓令第21号）

この訓令は、昭和54年12月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月29日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月18日警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年8月24日警察本部訓令第18号）

この訓令は、昭和56年8月24日から施行する。

附 則（昭和57年3月17日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年2月23日警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月14日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年10月19日警察本部訓令第15号）

この訓令は、昭和59年11月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月6日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年2月5日警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年2月4日警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月28日警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年9月7日警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和63年10月17日から施行する。

附 則（昭和63年10月19日警察本部訓令第18号）

この訓令は、昭和63年10月26日から施行する。

附 則（昭和63年11月16日警察本部訓令第21号）

この訓令は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則（平成元年3月8日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月15日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月17日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成4年3月17日から施行する。

附 則（平成4年3月30日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年8月21日警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成5年3月12日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成5年3月15日から施行する。

附 則（平成6年3月15日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成6年9月30日から施行する。

附 則（平成 6 年 10 月 28 日警察本部訓令第 26 号）

この訓令は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 17 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 5 月 26 日警察本部訓令第 12 号）

この訓令は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 5 月 31 日警察本部訓令第 14 号）

この訓令は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 11 月 29 日警察本部訓令第 27 号）

この訓令は、平成 7 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日警察本部訓令第 11 号）

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 16 日警察本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 9 年 4 月 21 日から施行する。

附 則（平成 9 年 9 月 9 日警察本部訓令第 26 号）

この訓令は、平成 9 年 9 月 11 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 27 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 9 月 3 日警察本部訓令第 20 号）

この訓令は、平成 10 年 9 月 10 日から施行する。

附 則（平成 11 年 2 月 26 日警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 11 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日警察本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 9 月 7 日警察本部訓令第 20 号）

この訓令は、平成 11 年 9 月 10 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日警察本部訓令第 10 号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月14日警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成12年4月14日から施行する。

附 則（平成12年8月29日警察本部訓令第32号）

この訓令は、平成12年9月13日から施行する。

附 則（平成12年12月22日警察本部訓令第43号）

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成12年12月28日警察本部訓令第46号）

この訓令は、平成13年1月4日から施行する。

附 則（平成13年3月27日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月26日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月30日警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日警察本部訓令第40号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成14年11月26日警察本部訓令第47号）

この訓令は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月11日警察本部訓令第35号）

この訓令は、平成15年9月25日から施行する。

附 則（平成16年3月30日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月11日警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成16年8月16日から施行する。

附 則（平成16年11月24日警察本部訓令第32号）

この訓令は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成17年 1 月25日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成17年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月29日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 9 月27日警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則（平成17年10月14日警察本部訓令第35号）

この訓令は、平成17年10月14日から施行する。

附 則（平成18年 1 月26日警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成18年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月28日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 9 月15日警察本部訓令第46号）

この訓令は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日警察本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 9 月25日警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成19年10月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月25日警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 8 月26日警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成20年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 9 月30日警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成20年10月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月13日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年10月 9 日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成21年10月16日から施行する。

附 則（平成22年 3 月12日警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月3日警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月4日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月8日警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月13日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月7日警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月7日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月6日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月10日警察本部訓令第5号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和２年９月４日警察本部訓令第23号）

この訓令は、令和２年９月15日から施行する。

附 則（令和２年10月22日警察本部訓令第29号）

この訓令は、令和２年11月１日から施行する。

附 則（令和３年３月12日警察本部訓令第７号）

この訓令は、令和３年３月19日から施行する。

附 則（令和３年９月７日警察本部訓令第23号）

この訓令は、令和３年９月16日から施行する。

附 則（令和４年３月８日警察本部訓令第12号）

この訓令は、令和４年３月18日から施行する。

附 則（令和４年３月29日警察本部訓令第19号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月７日警察本部訓令第８号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月12日警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月11日警察本部訓令第７号）

この訓令は、令和７年３月18日から施行する。

附 則（令和７年３月18日警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）

全部改正〔昭和52年第 5 号、53年第 4 号〕、一部改正〔昭和54年第 5 号、55年第 4 号、56年第 7 号・第18号、57年第 3 号、58年第 2 号、59年第 3 号、60年第 4 号、61年第 1 号、62年第 2 号、63年第 7 号・第14号・第18号・第21号、平成元年第 4 号、2 年第10号、3 年第 6 号、4 年第 9 号・第15号・第27号、5 年第 5 号〕、全部改正〔平成 6 年第 7 号〕、一部改正〔平成 6 年第24号・第26号、7 年第 5 号・第12号・第14号・第27号、8 年第 8 号、9 年第11号・第16号・第26号、10 年第 5 号・第20号、11 年第 1 号・第 7 号・第20号、12 年第10号・第20号・第32号・第43号・第46号、13 年第 4 号、14 年第13号・第31号・第40号、15 年第 8 号・第35号、16 年第12号・第32号、17 年第10号・第31号・第35号、18 年第 3 号・第12号・第46号、19 年第 9 号・第29号、20 年第 8 号・第22号・第26号、21 年第 5 号・第18号、22 年第 4 号・第27号、23 年第 6 号・第26号、24 年第 4 号・第28号、25 年第 5 号、26 年第12号、27 年第 6 号、28 年第 8 号、29 年第 7 号、30 年第 7 号、31 年第 4 号、令和 2 年第 5 号・第23号、3 年第 7 号・第23号、4 年第12号・第19号、5 年第 8 号、6 年第10号、7 年第10号〕

以下別表第 1 を貼付

別表第1(第9条関係)

課等に置く係の名称及び課長補佐等の担当

課名	次席・主席調査官等	課長補佐等の担当	係の名称
総務課	総括調査官 次席	庶務	庶務係
	主席調査官		秘書係
		企画	企画係
	主席調査官		渉外係
	公安委員会室	公安委員会	公安委員会係
取調べ監督室	取調べ監督室長	指導	指導係
文書課	次席	文書管理第一	文書管理第一係
		文書管理第二	文書管理第二係
		情報公開	情報公開係
		法制	法制係
広報課	次席	広報	広報係
	主席調査官	報道	報道係
	けいさつ総合 相談センター	企画・指導・相談	企画・指導係
			相談係
	音楽隊	音楽隊	音楽隊係
情報管理課	次席	企画	企画係
	主席調査官	高度情報化	高度情報化係
	主席調査官	システム化支援	システム化支援係
		開発	開発第一係
			開発第二係
		運用	運用第一係
			運用第二係
	情報セキュリティ対策室	情報セキュリティ	情報セキュリティ係
		指導	指導係
	照会センター		管理・指導係
			照会第一係
			照会第二係
			照会第三係
留置管理課	次席	企画	企画係
	指導官	指導・支援	指導係
			指導支援係
		護送	護送第一係
			護送第二係
	留置センター	留置管理第一	留置管理第一係
			留置管理第二係
			留置管理第三係
			留置管理第四係
			留置管理第四係

会 計 課		次 席	企 画 ・ 指 導 支 援	企 画 ・ 指 導 支 援 係
		主 席 調 査 官	出 納	出 納 係
			予 算	予 算 係
	監 査 室	監 査 室 長	調 度	調 度 係
			監 査 第 一	監 査 第 一 係
			監 査 第 二	監 査 第 二 係
			監 査 第 三	監 査 第 三 係
施 設 課		次 席	企 画 第 一	企 画 第 一 係
		主 席 調 査 官	企 画 第 二	企 画 第 二 係
		主 席 調 査 官	管 財	管 財 係
	調 査 官		安 全 施 設	安 全 施 設 係
			営 繕	営 繕 係
			設 備	設 備 係
装 備 課	装 備 技 術 セ ン タ ー	次 席	被 服 ・ 機 動 装 備	被 服 係
		装 備 技 術 セ ン タ ー 所 長	機 動 装 備	機 動 装 備 係
			車 両	車 両 係
			管 理	管 理 係
			技 術 ・ 整 備	技 術 ・ 整 備 係
警 務 課		総 括 調 査 官 席		通 信 係
		主 席 調 査 官	人 事 第 一	人 事 第 一 係
		主 席 調 査 官	人 事 第 二	人 事 第 二 係
	採 用 セ ン タ ー	採 用 セ ン タ ー 所 長	給 与	給 与 係
			採 用 第 一	採 用 第 一 係
	犯 罪 被 害 者 支 援 室	犯 罪 被 害 者 支 援 室 長	採 用 第 二	採 用 第 二 係
			企 画 ・ 指 導 ・ 給 付	企 画 ・ 指 導 係
			犯 罪 被 害 給 付	犯 罪 被 害 給 付 係
	企 画 調 整 室	企 画 調 整 室 長	被 害 者 相 談 ・ 支 援 運 用	被 害 者 相 談 ・ 支 援 運 用 係
			企 画 第 一	企 画 第 一 係
			企 画 第 二	企 画 第 二 係
	D X 推 進 室	D X 推 進 室 長	企 画 第 三	企 画 第 三 係
			D X 企 画	D X 企 画 係
			D X 推 進	D X 推 進 係
監 察 官 室		次 席	監 察 企 画	監 察 企 画 係
		主 席 調 査 官	監 察	監 察 係
			表 彰	表 彰 係
			県 民 の 声	県 民 の 声 係
			訟 務	訟 務 係
教 養 課		次 席		初 任 教 養 係
		指 導 官	機 関 誌	機 関 誌 係
			術 科 企 画 ・ 指 導 第 一	術 科 企 画 係
			術 科 指 導 第 一	術 科 指 導 第 一 係
	現 任 教 養 推 進 室	現 任 教 養 推 進 室 長	術 科 指 導 第 二	術 科 指 導 第 二 係
			教 養 企 画	教 養 企 画 係
			学 校 教 養	学 校 教 養 係

厚 生 課	次 席		出 納 係
		厚 生 ・ 福 利	厚 生 係
			福 利 係
		住 宅	住 宅 係
	主 席 調 査 官	共 済	共 済 第 一 係
			共 済 第 二 係
	健 康 管 理 指 導 室 長	健 康 管 理 ・ 生 活 相 談	健 康 管 理 係
			生 活 相 談 係
		健 康 指 導	健 康 指 導 第 一 係
			健 康 指 導 第 二 係
健 康 管 理 指 導 室			
生 活 安 全 総 務 課	次 席		庶 務 係
		企 画	企 画 係
	生 活 安 全 指 導 室 長	指 導	指 導 第 一 係
			指 導 第 二 係
	地 域 安 全 対 策 推 進 室 長	地 域 安 全 対 策	地 域 安 全 対 策 第 一 係
			地 域 安 全 対 策 第 二 係
			防 犯 指 導 係
		特 殊 詐 欺 対 策	特 殊 詐 欺 対 策 係
			特 殊 詐 欺 分 析 係
		情 報 分 析 ・ 発 信	情 報 分 析 係
			情 報 発 信 係
		犯 罪 抑 止 対 策 支 援 第 一	犯 罪 抑 止 対 策 支 援 第 一 係
		犯 罪 抑 止 対 策 支 援 第 二	犯 罪 抑 止 対 策 支 援 第 二 係
			子 供 女 性 安 全 対 策 係
人 身 安 全 対 策 課	次 席		庶 務 係
		企 画	企 画 係
	人 身 安 全 対 策 室 長	人 身 安 全 管 理	人 身 安 全 管 理 係
		ス ト ー カ ー 対 策	ス ト ー カ ー 対 策 係
		D V ・ 虐 待 対 策	D V ・ 虐 待 対 策 係
		人 身 安 全 捜 査	人 身 安 全 捜 査 係
		行 方 不 明	行 方 不 明 管 理 係
			行 方 不 明 対 策 係
		人 身 安 全 対 策 第 一	人 身 安 全 対 策 第 一 係
		人 身 安 全 対 策 第 二	人 身 安 全 対 策 第 二 係
		人 身 安 全 対 策 第 三	人 身 安 全 対 策 第 三 係
	次 席		庶 務 係
		企 画 ・ 指 導	企 画 ・ 指 導 係
少 年 課	指 導 官	少 年 捜 査 第 一	少 年 捜 査 第 一 係
		少 年 捜 査 第 二	少 年 捜 査 第 二 係
		福 祉 犯	福 祉 犯 係
		補 導 育 成 ・ 非 行 防 止 指 導	補 導 育 成 係
	少 年 サ ポ ー ト セ ン タ ー 所 長		非 行 防 止 指 導 係
		少 年 相 談	少 年 相 談 係
少 年 サ ポ ー ト セ ン タ ー			

保 安 課	次 席		庶 務 係
		企 画 ・ 指 導	企 画 ・ 指 導 係
		保 安 行 政	保 安 行 政 係
		風 俗 営 業	風 俗 営 業 第 一 係
			風 俗 営 業 第 二 係
		防 犯 営 業	防 犯 営 業 第 一 係
			防 犯 営 業 第 二 係
		調 査 官	歓 楽 街 対 策 ・ 査 察 係
			匿 流 対 策 ・ 特 捜 係
生 活 経 済 課	次 席		庶 務 係
		指 導 ・ 情 報 分 析	指 導 係
			経 済 情 報 分 析 係
		調 査 官	生 活 経 済 第 一 係
			生 活 経 済 第 二 係
			生 活 環 境 第 一 係
			生 活 環 境 第 二 係
サ イ バ ー 対 策 課	次 席		庶 務 係
		主 席 調 査 官	企 画 ・ 戦 略 推 進 係
			人 材 育 成 ・ 教 養 係
			対 策 ・ 官 民 連 携 係
サ イ バ ー 捜 査 課	次 席		庶 務 係
		調 査 官	企 画 ・ 指 導 係
			サ イ バ ー 捜 査 第 一 係
			サ イ バ ー 捜 査 第 二 係
			サ イ バ ー 捜 査 第 三 係
		サイバー特別捜査隊長	サ イ バ ー 特 別 捜 査 係
			初 動 捜 査 係
			技 術 支 援 係
地 域 総 務 課	次 席		庶 務 係
		地 域 指 導 室 長	企 画 係
			指 導 運 用 係
			指 導 第 一 係
			指 導 第 二 係
			指 導 第 三 係
通 信 指 令 課	次 席		庶 務 係
		企 画 ・ 指 導	企 画 ・ 指 導 係
		調 査 官	通 信 指 令 第 一 係
		調 査 官	通 信 指 令 第 二 係
		調 査 官	通 信 指 令 第 三 係
自 動 車 警 ら 隊	副 隊 長		庶 務 係
		総 務 ・ 指 導	総 務 係
			指 導 係
		自 動 車 警 ら 第 一	自 動 車 警 ら 第 一 係
		自 動 車 警 ら 第 二	自 動 車 警 ら 第 二 係
鉄 道 警 察 隊	副 隊 長		庶 務 係
		企画・鉄道警察・特務	企 画 係
			鉄 道 警 察 係
			特 務 係

刑 事 総 務 課	次 席		庶 務 係
		企 画	企 画 係
		捜 査 共 助	捜 査 共 助 係
		犯 罪 統 計	犯 罪 統 計 係
		通 訳 運 用	通 訳 運 用 係
		シ ス テ ム 運 用	シ ス テ ム 運 用 係
刑 事 指 導 室	刑 事 指 導 室 長	指 導 第 一	指 導 第 一 係
		指 導 第 二	指 導 第 二 係
		指 導 第 三	指 導 第 三 係
捜 査 支 援 課	次 席		庶 務 係
	主 席 調 査 官	広 域 指 導	広 域 指 導 係
		初 動 支 援	初 動 支 援 係
		高 度 分 析 ・ 指 導	高 度 分 析 ・ 指 導 係
		分 析 捜 査	分 析 捜 査 係
		画 像 解 析	画 像 解 析 係
		初 動 捜 査 第 一	初 動 捜 査 第 一 係
		初 動 捜 査 第 二	初 動 捜 査 第 二 係
		初 動 捜 査 第 三	初 動 捜 査 第 三 係
捜 査 第 一 課	次 席		庶 務 係
		事 件 指 導 ・ デ ジ タ ル 捜 査	事 件 指 導 係
			デ ジ タ ル 捜 査 係
	調 査 官	性 犯 罪 捜 査 指 導	性 犯 罪 捜 査 指 導 係
		広 域 強 行 犯 第 一	広 域 強 行 犯 第 一 係
		広 域 強 行 犯 第 二	広 域 強 行 犯 第 二 係
		広 域 強 行 犯 第 三	広 域 強 行 犯 第 三 係
	調 査 官	強 行 犯 第 一	強 行 犯 第 一 係
		強 行 犯 第 二	強 行 犯 第 二 係
		強 行 犯 第 三	強 行 犯 第 三 係
	調 査 官	強 行 犯 第 四	強 行 犯 第 四 係
		強 行 犯 第 五	強 行 犯 第 五 係
		強 行 犯 第 六	強 行 犯 第 六 係
	調 査 官	特 殊 犯 第 一	特 殊 犯 第 一 係
		特 殊 犯 第 二	特 殊 犯 第 二 係
		特 殊 犯 第 三	特 殊 犯 第 三 係
	検 視 調 査 室 長	企 画 ・ 指 導	企 画 ・ 指 導 係
		調 査 官	検 視 ・ 調 査 第 一 係
		調 査 官	検 視 ・ 調 査 第 二 係
		調 査 官	検 視 ・ 調 査 第 三 係
捜 査 第 二 課	次 席		庶 務 係
		知 能 調 査 ・ 情 報 指 導	知 能 調 査 係
			知 能 犯 罪 情 報 指 導 係
		財 務 捜 査	財 務 捜 査 係
	調 査 官	特 捜 第 一	特 捜 第 一 係
		特 捜 第 二	特 捜 第 二 係
		特 捜 第 三	特 捜 第 三 係
		特 捜 第 四	特 捜 第 四 係
	調 査 官	知 能 犯 事 件 指 導	知 能 犯 事 件 指 導 係
		告 訴 事 件 指 導	告 訴 事 件 指 導 係
		企 業 犯 捜 査	企 業 犯 捜 査 係

捜 査 第 三 課	次 席		庶 務 係
		指 導 ・ 手 口 ・ 捜 査	広 域 盗 犯 指 導 係
			手 口 係
			盗 品 等 捜 査 係
	調 査 官	組 織 窃 盗 犯 第 一	組 織 窃 盗 犯 第 一 係
		組 織 窃 盗 犯 第 二	組 織 窃 盗 犯 第 二 係
		組 織 窃 盗 ・ 盗 品 流 通 事 犯 対 策	組 織 窃 盗 ・ 盗 品 流 通 事 犯 対 策 係
		広 域 盗 犯 第 一	広 域 盗 犯 第 一 係
		広 域 盗 犯 第 二	広 域 盗 犯 第 二 係
		広 域 盗 犯 第 三	広 域 盗 犯 第 三 係
			移 動 係
鑑 識 課	次 席		庶 務 係
		企 画 ・ 指 導 係 現 場 検 証 係 警 察 犬 係	企 画 ・ 指 導 係
			現 場 検 証 係
			警 察 犬 係
		機 動 鑑 識	機 動 鑑 識 第 一 係
			機 動 鑑 識 第 二 係
			機 動 鑑 識 第 三 係
			機 動 鑑 識 第 四 係
			機 動 鑑 識 第 五 係
			機 動 鑑 識 第 六 係
	調 査 官	指 紋 第 一	指 紋 第 一 係
		指 紋 第 二	指 紋 第 二 係
		足 跡	足 跡 係
科 学 捜 査 研 究 所	次 席	写 真	写 真 係
			庶 務 係
	専 門 官	材 料 化 学	鑑 定 支 援 科
		乱 用 薬 物	材 料 化 学 科
		毒 性 物 質	乱 用 薬 物 科
		心 理	毒 性 物 質 科
	専 門 官	心 理	心 理 科
		文 書 鑑 定	文 書 鑑 定 科
		物 理	文 書 鑑 定 科
	法 医 鑑 定 室 長	法 医	物 理 科
組 織 犯 罪 対 策 総 務 課	次 席		法 医 科
		企 画	庶 務 係
	調 査 官	指 導	企 画 係
		情 報 分 析	指 導 係
		犯 罪 収 益 対 策	情 報 分 析 係
			犯 罪 収 益 対 策 第 一 係
		情 報	犯 罪 収 益 対 策 第 二 係
		資 料 ・ 指 定	情 報 係
			資 料 係
			指 定 係

組 織 犯 罪 対 策 第 一 課	次 席		庶 務 係	
		企 画	企 画 係	
		指 導	指 導 係	
		調 査 官	暴 力 犯 第 一	暴 力 犯 第 一 係
			暴 力 犯 第 二	暴 力 犯 第 二 係
			暴 力 犯 第 三	暴 力 犯 第 三 係
			暴 力 犯 第 四	暴 力 犯 第 四 係
			暴 力 犯 第 五	暴 力 犯 第 五 係
			匿 流 対 策 第 一	匿 流 対 策 第 一 係
		調 査 官	薬 物 銃 器 対 策 第 一	薬 物 銃 器 対 策 第 一 係
			薬 物 銃 器 対 策 第 二	薬 物 銃 器 対 策 第 二 係
			薬 物 銃 器 対 策 第 三	薬 物 銃 器 対 策 第 三 係
	匿 流 対 策 第 二		匿 流 対 策 第 二 係	
暴 力 団 排 除 対 策 室	暴 力 団 排 除 対 策 室 長	暴 力 団 排 除	暴 力 団 排 除 係	
		調 査 ・ 保 護 対 策	調 査 係	
			保 護 対 策 係	
組 織 犯 罪 対 策 第 二 課	次 席		庶 務 係	
		国 際 捜 査 企 画 ・ 共 助	国 際 捜 査 企 画 ・ 共 助 係	
	調 査 官	匿 流 対 策	匿 流 対 策 係	
		ヤ ー ド ・ 策 安 全 対	ヤ ー ド 対 策 係	
			外 国 人 安 全 対 策 係	
		国 際 捜 査 第 一	国 際 捜 査 第 一 係	
		国 際 捜 査 第 二	国 際 捜 査 第 二 係	
		国 際 捜 査 第 三	国 際 捜 査 第 三 係	
組 織 犯 罪 対 策 第 三 課	次 席		庶 務 係	
		企 画 ・ 指 導 支 援	特 殊 詐 欺 企 画 係	
			特 殊 詐 欺 指 導 支 援 係	
	調 査 官	特 殊 詐 欺 捜 査 第 一	特 殊 詐 欺 捜 査 第 一 係	
		特 殊 詐 欺 捜 査 第 二	特 殊 詐 欺 捜 査 第 二 係	
		特 殊 詐 欺 捜 査 第 三	特 殊 詐 欺 捜 査 第 三 係	
		特 殊 詐 欺 捜 査 第 四	特 殊 詐 欺 捜 査 第 四 係	
		現 場 対 策	現 場 対 策 係	
	特 殊 詐 欺 連 合 捜 査 室	特 殊 詐 欺 連 合 捜 査 室 長	連 合 捜 査 第 一	連 合 捜 査 第 一 係
			連 合 捜 査 第 二	連 合 捜 査 第 二 係
交 通 総 務 課	次 席		庶 務 係	
		企 画 ・ 渉 外	企 画 係	
	交 通 指 導 室 長		指 導	指 導 第 一 係
		指 導 第 二 係		
	交 通 安 全 対 策 推 進 室 長	分 析 ・ 教 育 ・ 管 理	事 故 分 析 係	
			交 通 教 育 指 導 係	
			安 全 運 転 管 理 係	
		安 全 対 策	安 全 対 策 第 一 係	
			安 全 対 策 第 二 係	

交 通 指 導 課	次 席		庶 務 係
		取 締 企 画	取 締 企 画 係
		取 締 指 導	取 締 指 導 係
	放置駐車対策センター	放置駐車対策センター所長	駐 車 企 画 係
			駐 車 管 理 係
	交通反則通告センター	交通反則通告センター所長	駐 車 運 用 係
			反 則 通 告 第 一 係
			反 則 通 告 第 二 係
交 通 捜 査 課	次 席		庶 務 係
		指 導 官	企 画 係
			事 故 捜 査 指 導 係
			事 故 捜 査 支 援 係
	調 査 官	交 通 鑑 識	交 通 鑑 識 係
		図 画 化	図 画 化 係
		特 捜 第 一	特 捜 第 一 係
		特 捜 第 二	特 捜 第 二 係
交 通 規 制 課	次 席		庶 務 係
		規 制 企 画	規 制 企 画 係
		規制調査・実施・許可指導	規 制 調 査 係
			規 制 実 施 係
			許 可 指 導 係
		信 号 機 新 設 ・ 施 設 管 理	信 号 機 新 設 係
	交通管制センター	交通管制センター所長	安 全 施 設 管 理 係
			道 路 協 議 ・ 規 制 管 理 係
			管 制 運 用 ・ 施 設 係
			管 制 施 設 係
交 通 機 動 隊	副 隊 長		管 制 保 全 係
			管 制 保 全 係
		企 画 ・ 技 術 指 導	企 画 係
		技 術 指 導	技 術 指 導 係
		事 件 処 理 ・ 速 度 取 締	事 件 処 理 係
		自 動 速 度 取 締	自 動 速 度 取 締 係
		交 通 機 動 巡 ら 第 一	交 通 機 動 巡 ら 第 一 係
		交 通 機 動 巡 ら 第 二	交 通 機 動 巡 ら 第 二 係
高 速 道 路 交 通 警 察 隊	副 隊 長	交 通 機 動 巡 ら 第 三	交 通 機 動 巡 ら 第 三 係
		交 通 機 動 巡 ら 第 四	交 通 機 動 巡 ら 第 四 係
			庶 務 係
		企 画 ・ 指 導	企 画 ・ 指 導 係
		事 件 管 理	事 件 管 理 係
		関 越 道 第 一	関 越 道 第 一 係
		関 越 道 第 二	関 越 道 第 二 係
		東 北 道	東 北 道 係
		常 磐 道	常 磐 道 係
		圏 央 道	圏 央 道 係

運 転 免 許 課	次 席	庶 務	庶 務 係
		免 許 企 画	免 許 企 画 係
	主 席 調 査 官	教 習 所	教 習 所 係
		講 習 第 一	講 習 第 一 係
		講 習 第 二	講 習 第 二 係
		検 査 第 一	検 査 第 一 係
		検 査 第 二	検 査 第 二 係
		免 許 登 録	免 許 登 録 係
			免 許 高 度 化 ・ 推 進 係
		通 報 処 理 ・ 作 成 交 付	通 報 処 理 係
			作 成 交 付 係
		国 外 免 許	国 外 免 許 係
運 転 管 理 課	次 席		庶 務 係
		聴 聞	聴 聞 係
		行 政 処 分	行 政 処 分 第 一 係
			行 政 処 分 第 二 係
		登 録	登 録 係
		執 行 第 一	執 行 第 一 係
運 転 免 許 試 験 課	次 席		庶 務 係
		適 性 検 査	適 性 検 査 第 一 係
			適 性 検 査 第 二 係
		学 科 試 験	学 科 試 験 係
公 安 第 一 課	次 席		庶 務 係
		企 画	企 画 係
		資 料	資 料 係
	調 査 官	指 導 ・ 事 件	指 導 係
			事 件 第 一 係
		事 件 第 二	事 件 第 二 係
		情 報 第 一 ・ 第 二	情 報 第 一 係
			情 報 第 二 係
	調 査 官	情 報 第 三	情 報 第 三 係
		情 報 第 四	情 報 第 四 係
		情 報 第 五 ・ 第 六	情 報 第 五 係
			情 報 第 六 係
公 安 第 二 課	次 席		庶 務 係
		情 報 第 一	情 報 第 一 係
		情 報 第 二	情 報 第 二 係
		事 件	事 件 係
公 安 第 三 課	次 席		庶 務 係
		情 報 第 一	情 報 第 一 係
	調 査 官	情 報 第 二	情 報 第 二 係
		情 報 第 三	情 報 第 三 係
		事 件	事 件 係

警 備 課	調 査 官	次 席	庶 務 係
		警 備 第 一	警 備 第 一 係
		警 備 第 二	警 備 第 二 係
	警 衛 警 護 室 長	警 備 第 三	警 備 第 三 係
			総 括 係
		警 衛	警 衛 係
	植 樹 祭 対 策 室	警 護	警 護 係
		植 樹 祭 対 策 室 長	警 衛 総 括 係
		調 査 官	警 衛 対 策 係
	調 査 官	交 通 対 策 係	
		航 空 隊 長	飛 行 ・ 特 務 係
	航 空 隊	航 空 整 備 係	
危 機 管 理 課	次 席	庶 務 係	
		突 発 対 策 係	
		災 害 対 策 係	
外 事 課	外 事 対 策 室 長	災 害 対 策 第 一 係	
		災 害 対 策 第 二 係	
		外 事 対 策 第 一	外 事 対 策 第 一 係
		外 事 対 策 第 二	外 事 対 策 第 二 係
		外 事 対 策 第 三	外 事 対 策 第 三 係
	国 際 テ ロ リ ズ ム 対 策 室 長	外 事 対 策 第 四	外 事 対 策 第 四 係
		外 事 対 策 第 五	外 事 対 策 第 五 係
		国 際 テ ロ 対 策 第 一	国 際 テ ロ 対 策 第 一 係
		国 際 テ ロ 対 策 第 二	国 際 テ ロ 対 策 第 二 係
機 動 隊	副 隊 長	国 際 テ ロ 対 策 第 三	国 際 テ ロ 対 策 第 三 係
		庶 務 係	
		警 備 係	
	指 導 官	警 備 ・ 操 車 ・ 訓 練	操 車 係
		訓 練 係	
さ い た ま 市 警 察 部 総 務 課		主 席 調 査 官	庶 務 係
第 一 方 面 本 部	主 席 調 査 官	企 画 係	
		指 導 ・ 調 査 第 一	指 導 ・ 調 査 第 一 係
		指 導 ・ 調 査 第 二	指 導 ・ 調 査 第 二 係
第 二 方 面 本 部		庶 務 係	
		指 導 ・ 調 査 係	
第 三 方 面 本 部		庶 務 係	
		指 導 ・ 調 査 係	
第 四 方 面 本 部		庶 務 係	
		指 導 ・ 調 査 係	
警 察 学 校	副 校 長	庶 務 ・ 厚 生	庶 務 係
	主 席 調 査 官	厚 生 係	
		会 計 係	
		教 務 係	
	初 任 教 養 部 長	学 生 係	
術 科 教 養 部 長	術 科 教 養 係		

別表第 2（第10、11条関係）

一部改正〔昭和53年第 4 号、59年第 3 号、平成 8 年第 8 号、15年第 8 号、19年第 9 号、24年第 28号、28年第11号〕

以下別表第 2 を貼付

別表第 2（第10、11条関係）

事務職員・技術職員である一般職員の職（主任）

(1)

区 分	職 名
事務職員をもつてあてゐる職	主任、警察主事
技術職員をもつてあてゐる職	主任、警察技師

事務職員・技術職員である一般職員の職（係員）

区 分	職 名
事務職員をもつてあてゐる職	副主任、警察主事
技術職員をもつてあてゐる職	副主任、警察技師

技能職員である一般職員の職（係員）

区 分	種 別	職 名
技能職員をもつてあてゐる職	一種	主任、警察主事、警察技師
	二種	主任、警察主事、警察技師
臨時の職員の職は、この表に定める職に、臨時を冠したものとする。		

別表第3（第20条関係）

全部改正〔昭和52年第5号、53年第4号、54年第5号〕、一部改正〔昭和54年第21号、55年第4号〕、全部改正〔昭和56年第7号、57年第3号、58年第2号、59年第3号・第15号〕、一部改正〔昭和60年第4号〕、全部改正〔昭和62年第2号〕、一部改正〔昭和63年第7号、平成元年第4号、2年第10号、3年第6号、4年第9号・第27号〕、全部改正〔平成5年第5号、6年第7号、7年第5号、8年第8号、9年第11号、10年第5号〕、一部改正〔平成10年第20号〕、全部改正〔平成11年第7号、12年第10号・第43号〕、一部改正〔平成13年第4号、14年第13号・第40号・第47号〕、全部改正〔平成15年第8号・第35号、16年第12号〕、一部改正〔平成16年第23号、17年第2号〕、全部改正〔平成17年第10号・第35号〕、一部改正〔平成18年第12号・第46号〕、全部改正〔平成20年第8号〕一部改正〔平成20年第26号、21年第5号・第18号、22年第4号・第27号、23年第6号・第26号、24年第28号、25年第5号、26年第12号、28年第8号、29年第7号、30年第7号、31年第4号、令和2年第5号、3年第7号、4年第12号、5年第8号、6年第10号〕

以下別表第3を貼付

別表第3（第20条関係）

警 察 署 に 置 く 課 及 び 係

署	課 の 名 称	課 長 代 理 の 担 当	係 の 名 称
川 口	警 務 課		警 務 係
	留 置 管 理 課		留 置 管 理 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
		生活安全捜査・人身安全※	生活安全・サイバー捜査係
	地 域 課		地 域 総 務 係
		地 域 第 一	地 域 第 一 係
		地 域 第 二	地 域 第 二 係
		地 域 第 三	地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
	刑 事 課		刑 事 総 務 係
		強 行 犯	強 行 犯 係
		盗 犯	盗 犯 第 一 係
			盗 犯 第 二 係
			鑑 識 係
		知 能 犯 ・ 組 織 犯 罪	知 能 犯 係
	交 通 課		組 織 犯 罪 対 策 係
			交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
		交 通 捜 査	交 通 事 件 管 理 係
			交 通 指 導 係
			事 故 捜 査 係
			ひ き 逃 げ 捜 査 係
	警 備 課		警 備 第 一 係
		警 備	警 備 第 二 係
			外 事 第 一 係
			外 事 第 二 係

大 宮	警 務 課		警 務 係
	留 置 管 理 課		留 置 管 理 係
	会 計 課	会 計	会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
		生活安全捜査・人身安全※	生活安全・サイバー捜査係
	地 域 課		地 域 総 務 係
		地 域 第 一	地 域 第 一 係
		地 域 第 二	地 域 第 二 係
		地 域 第 三	地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
	刑 事 課		刑 事 総 務 係
		強 行 ・ 盗 犯	強 行 犯 係
			盗 犯 係
			鑑 識 係
		知 能 犯 ・ 組 織 犯 罪	知 能 犯 係
			組 織 犯 罪 対 策 係
	交 通 課		交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
		交 通 捜 査	交 通 事 件 管 理 係
			交 通 指 導 係
			事 故 捜 査 係
			ひ き 逃 げ 捜 査 係
	警 備 課		警 備 第 一 係
		警 備	警 備 第 二 係
			警 備 第 三 係

浦 和	警 務 課		警 務 係
	留 置 管 理 課		留 置 管 理 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
		生活安全捜査・人身安全※	生活安全・サイバー捜査係
	地 域 課		地 域 総 務 係
		地 域 第 一	地 域 第 一 係
		地 域 第 二	地 域 第 二 係
		地 域 第 三	地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
	刑 事 課		刑 事 総 務 係
		強 行 ・ 盗 犯	強 行 犯 係
			盗 犯 係
			鑑 識 係
		知 能 犯 ・ 組 織 犯 罪	知 能 犯 係
			組 織 犯 罪 対 策 係
	交 通 課		交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
		交 通 捜 査	交 通 事 件 管 理 係
			交 通 指 導 係
			事 故 捜 査 係
			ひ き 逃 げ 捜 査 係
	警 備 課		警 備 第 一 係
		警 備	警 備 第 二 係
			警 備 第 三 係

草 越 加 谷	警 務 課		警 務 係
	留 置 管 理 課		留 置 管 理 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
		生 活 安 全 捜 査 ・ 人 身 安 全 ※	生 活 安 全 ・ サ イ バ ー 捜 査 係
	地 域 課		地 域 総 務 係
		地 域 第 一	地 域 第 一 係
		地 域 第 二	地 域 第 二 係
		地 域 第 三	地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
	刑 事 課		刑 事 総 務 係
		強 行 犯	強 行 犯 係
		盗 犯	盗 犯 係
			鑑 識 係
		知 能 犯 ・ 組 織 犯 罪	知 能 犯 係
	交 通 課		組 織 犯 罪 対 策 係
			交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
		交 通 捜 査	交 通 事 件 管 理 係
			交 通 指 導 係
			事 故 捜 査 係
			ひ き 逃 げ 捜 査 係
	警 備 課		警 備 第 一 係
			警 備 第 二 係
			警 備 第 三 係

巖 朝霞 上尾 川越 所沢 熊谷	警 務 課		警 務 係
	留 置 管 理 課		留 置 管 理 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
		生活安全捜査・人身安全※	生活安全・サイバー捜査係
	地 域 課		地 域 総 務 係
		地 域 第 一	地 域 第 一 係
		地 域 第 二	地 域 第 二 係
		地 域 第 三	地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
	刑 事 課		刑 事 総 務 係
		強 行 ・ 盗 犯	強 行 犯 係
			盗 犯 係
			鑑 識 係
		知 能 犯 ・ 組 織 犯 罪	知 能 犯 係
			組 織 犯 罪 対 策 係
	交 通 課		交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
		交 通 捜 査	交 通 事 件 管 理 係
			交 通 指 導 係
			事 故 捜 査 係
			ひ き 逃 げ 捜 査 係
	警 備 課		警 備 第 一 係
			警 備 第 二 係
			警 備 第 三 係

南山部川 武狭春日吉	警 務 課		警 務 係
	留 置 管 理 課		留 置 管 理 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
		生活安全捜査・人身安全※	生活安全・サイバー捜査係
	地 域 課		地 域 総 務 係
		地 域 第 一	地 域 第 一 係
		地 域 第 二	地 域 第 二 係
		地 域 第 三	地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
	刑 事 課		刑 事 総 務 係
		強 行 ・ 盗 犯	強 行 犯 係
			盗 犯 係
			鑑 識 係
		知 能 犯 ・ 組 織 犯 罪	知 能 犯 係
			組 織 犯 罪 対 策 係
	交 通 課		交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
		交 通 捜 査	交 通 事 件 管 理 係
			交 通 指 導 係
			事 故 捜 査 係
			ひ き 逃 げ 捜 査 係
	警 備 課		警 備 第 一 係
			警 備 第 二 係

浦 和 西 東 入 間 西 入 間 岩 槻	警 務 課		警 務 係
	留 置 管 理 課		留 置 管 理 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
		生 活 安 全 捜 査 ・ 人 身 安 全 ※	生 活 安 全 ・ サ イ バ ー 捜 査 係
	地 域 課		地 域 総 務 係
		地 域 第 一	地 域 第 一 係
		地 域 第 二	地 域 第 二 係
		地 域 第 三	地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
	刑 事 課		刑 事 総 務 係
		強 行 ・ 盗 犯	強 行 犯 係
			盗 犯 係
			鑑 識 係
		知 能 犯 ・ 組 織 犯 罪	知 能 犯 係
			組 織 犯 罪 対 策 係
	交 通 課		交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
			交 通 事 件 管 理 係
			交 通 指 導 係
			事 故 捜 査 係
			ひ き 逃 げ 捜 査 係
	警 備 課		警 備 第 一 係
			警 備 第 二 係

久 喜	警 務 課		警 務 係
	留 置 管 理 課		留 置 管 理 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
			生 活 安 全 ・ サイバー捜査係
	地 域 課		地 域 総 務 係
			地 域 第 一 係
			地 域 第 二 係
			地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
	刑 事 課		刑 事 総 務 係
		強 行 ・ 盗 犯	強 行 ・ 盗 犯 係
			鑑 識 係
			知 能 犯 係
			組 織 犯 罪 対 策 係
	交 通 課		交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
			交 通 事 件 管 理 係
			交 通 指 導 係
			事 故 捜 査 係
			ひ き 逃 げ 捜 査 係
	警 備 課		警 備 第 一 係
			警 備 第 二 係

鴻 巣 東 松 山	警 務 課		警 務 係
	留 置 管 理 課		留 置 管 理 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
			生 活 安 全 ・ サイバー捜査係
	地 域 課		地 域 総 務 係
			地 域 第 一 係
			地 域 第 二 係
			地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
	刑 事 課		刑 事 総 務 係
		強 行 ・ 盗 犯	強 行 ・ 盗 犯 係
			鑑 識 係
			知 能 犯 係
	交 通 課		組 織 犯 罪 対 策 係
			交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
			交 通 指 導 係
			事 故 捜 査 係
	警 備 課		警 備 第 一 係
			警 備 第 二 係

大宮東	警 務 課		警 務 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
			生活安全・サイバー捜査係
	地 域 課		地 域 総 務 係
			地 域 第 一 係
			地 域 第 二 係
			地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
	刑 事 課		刑 事 総 務 係
		強 行 ・ 盗 犯	強 行 ・ 盗 犯 係
			鑑 識 係
			知 能 犯 係
	交 通 課		組 織 犯 罪 対 策 係
			交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
			交 通 指 導 係
			事 故 捜 査 係
	警 備 課		警 備 係
新 座	警 務 課		警 務 係
	留 置 管 理 課		留 置 管 理 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
			生活安全・サイバー捜査係
	地 域 課		地 域 総 務 係
			地 域 第 一 係
			地 域 第 二 係
			地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
	刑 事 課		刑 事 総 務 係
		強 行 ・ 盗 犯	強 行 ・ 盗 犯 係
			鑑 識 係
			知 能 犯 係
	交 通 課		組 織 犯 罪 対 策 係
			交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
			交 通 指 導 係
	警 備 課		事 故 捜 査 係
			警 備 係

浦和東 大宮西 深谷	警 務 課		警 務 係
	留 置 管 理 課		留 置 管 理 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
			生 活 安 全 ・ サイバー捜査係
	地 域 課		地 域 総 務 係
			地 域 第 一 係
			地 域 第 二 係
			地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
	刑 事 課		刑 事 総 務 係
			強 行 ・ 盗 犯 係
			鑑 識 係
			知 能 ・ 組 織 犯 罪 対 策 係
	交 通 課		交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
			交 通 指 導 係
			事 故 捜 査 係
	警 備 課		警 備 係
飯 能	警 務 課		警 務 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
			生 活 安 全 ・ サイバー捜査係
	地 域 課		地 域 総 務 係
			地 域 第 一 係
			地 域 第 二 係
			地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
	刑 事 課		刑 事 総 務 係
			強 行 ・ 盗 犯 係
			鑑 識 係
			知 能 ・ 組 織 犯 罪 対 策 係
	交 通 課		交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
			交 通 指 導 係
			事 故 捜 査 係
	警 備 課		警 備 係

秩 父	警 務 課		警 務 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
			生 活 安 全 ・ サイバー捜査係
	地 域 課		地 域 総 務 係
			地 域 第 一 係
			地 域 第 二 係
			地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
	刑 事 課		強 行 ・ 盗 犯 係
			鑑 識 係
			知 能 ・ 組 織 犯 罪 対 策 係
	交 通 課		交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
			交 通 指 導 係
			事 故 捜 査 係
	警 備 課		警 備 係
本 庄	警 務 課		警 務 係
	留 置 管 理 課		留 置 管 理 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
			生 活 安 全 ・ サイバー捜査係
	地 域 課		地 域 総 務 係
			地 域 第 一 係
			地 域 第 二 係
			地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
	刑 事 課		強 行 ・ 盗 犯 係
			鑑 識 係
			知 能 ・ 組 織 犯 罪 対 策 係
	交 通 課		交 通 総 務 係
			交 通 規 制 係
			交 通 指 導 係
			事 故 捜 査 係
	警 備 課		警 備 係

加 須	警 務 課		警 務 係
			留 置 管 理 係
	会 計 課		会 計 係
			生 活 安 全 総 務 係
	生 活 安 全 課		警 察 安 全 相 談 係
			生 活 安 全 ・ サイバー捜査係
			地 域 総 務 係
	地 域 課		地 域 第 一 係
			地 域 第 二 係
			地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
			強 行 ・ 盗 犯 係
	刑 事 課		鑑 識 係
			知 能 ・ 組 織 犯 罪 対 策 係
			交 通 総 務 係
	交 通 課		交 通 規 制 係
			交 通 指 導 係
			事 故 捜 査 係
			警 備 係
行 田 杉 戸	警 務 課		警 務 係
			留 置 管 理 係
	会 計 課		会 計 係
			生 活 安 全 総 務 係
	生 活 安 全 課		警 察 安 全 相 談 係
			生 活 安 全 ・ サイバー捜査係
			地 域 総 務 係
	地 域 課		地 域 第 一 係
			地 域 第 二 係
			地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
			強 行 ・ 盗 犯 係
	刑 事 課		鑑 識 係
			知 能 ・ 組 織 犯 罪 対 策 係
			交 通 総 務 係
	交 通 課		事 故 捜 査 係
			警 備 係

小川玉生居手 小児羽寄幸	警 務 課		警 務 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		生 活 安 全 総 務 係
			警 察 安 全 相 談 係
			生活安全・サイバー捜査係
	地 域 課		地 域 総 務 係
			地 域 第 一 係
			地 域 第 二 係
			地 域 第 三 係
			地 域 捜 査 係
	刑 事 課		強 行 ・ 盗 犯 係
			鑑 識 係
			知 能 ・ 組 織 犯 罪 対 策 係
	交 通 課		交 通 総 務 係
			事 故 捜 査 係
	警 備 課		警 備 係
小 鹿 野	警 務 課		警 務 係
	会 計 課		会 計 係
	生 活 安 全 課		警 察 安 全 相 談 係
			生 活 安 全 係
	地 域 課		地 域 係
	刑 事 課		捜 査 係
			鑑 識 係
	交 通 課		交 通 係
	警 備 課		警 備 係

※ 生活安全総務係及び警察安全相談係の分掌事務のうち、人身の安全に関わる事案は課長代理が担当する。

